

文化審議会文化政策部会文化芸術への助成に係る新たな仕組みの在り方に関するワーキンググループ運営規則（案）

（平成二十三年九月 日文化審議会文化政策部会文化芸術への助成に係る新たな仕組みの在り方に関する

ワーキンググループ決定）

「文化審議会文化政策部会文化芸術への助成に係る新たな仕組みの在り方に関するワーキンググループの設置について」（平成二十三年九月二十日文化審議会文化政策部会決定）に基づき、文化審議会文化政策部会文化芸術への助成に係る新たな仕組みの在り方に関するワーキンググループ運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会文化政策部会文化芸術への助成に係る新たな仕組みの在り方に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の議事の手続その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 ワーキンググループの会議は、必要に応じ、座長が招集する。

2 ワーキンググループの会議は、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(座長)

第三条 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員の互選により選任する。

2 座長は、ワーキンググループの事務を掌理する。

(会議の公開)

第四条 ワーキンググループの会議は公開して行う。ただし、特別の事情によりワーキンググループが必要と認めるときは、この限りでない。

2 ワーキンググループの会議の公開の手續その他ワーキンググループの会議の公開に関し必要な事項は、別に座長がワーキンググループに諮って定める。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの議事の手続その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って定める。

附 則

この規則は、ワーキンググループの決定の日（平成二十三年九月 日）から施行する。